

後期基本計画の
位置づけと構成

I

施策の展開

II

健康で元氣なみずほ

第1章

一人ひとりが輝くみずほ

第2章

魅力ある温かいみずほ

第3章

安全安心やさしいみずほ

第4章

快適で美しいみずほ

第5章

総合計画を推進するために

第6章

資料編

III

基本
構想

用語
解説



III

資料編

第4次瑞穂町長期総合計画基本構想の概要

□ 長期総合計画の位置づけと構成

1) 計画の位置づけ

本計画の名称は、『**第4次瑞穂町長期総合計画**』とします。

第4次瑞穂町長期総合計画は、平成32年度を目標年度とするまちづくりの指針です。これまでの計画（第3次瑞穂町長期総合計画）の見直しをはかるとともに、社会経済情勢の動向や町民の意向を十分にふまえ、新たなまちづくりを推進するための計画とします。

なお、第4次瑞穂町長期総合計画は、

- ① まちづくりの最上位計画であること
- ② 町政運営の指針であること
- ③ 町民や各種団体のまちづくりの活動指針であること
- ④ 国や東京都などへの、今後のまちづくりの意思を明確化したもの

と位置づけます。

2) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成し、それぞれの内容と期間は次のとおりです。

【基本構想】

基本構想では、時代の潮流や町の特性および課題をふまえ、瑞穂町における課題を明らかにした上で、めざすべき将来都市像を描き、その達成のための基本的な考え方を明らかにします。

また、分野別にまちづくりの基本方針（施策の大綱）を明らかにします。

計画期間は、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする10年間とします。

【基本計画】

基本計画は、基本構想で定めた将来都市像とまちづくりの基本方針を受けて、その実現に必要な基本的な施策を分野別に体系化し、内容を明らかにします。

なお、計画期間の中間年度において、計画の進捗状況や社会経済情勢をふまえ、後期基本計画を改めて策定するものとします。

【実施計画】

実施計画は、基本計画で体系化した施策を具体的に示すもので、それぞれの優先度や実効性を配慮し、推進すべき内容の実施年度、事業量、実施主体、財源内訳などを明らかにします。

計画期間は3か年のローリング方式とし、まちづくりの動向や財政状況に対応して実効性の確保につとめます。

3) 分野別計画との関連

個別の行政分野において策定する分野別計画は、第4次瑞穂町長期総合計画基本構想に示された基本理念、将来都市像およびそれを達成するためのまちづくりの基本方針に示された施策の方向性、そして第4次瑞穂町長期総合計画基本計画にもとづき、施策間の調整をはかりつつ策定するものとします。



□ 第4次長期総合計画の基本理念と将来都市像

1) 基本理念

この総合計画を推進するための基本理念を「**自立と協働**」と定めます。

これからのまちづくりは、町民や事業所、地域団体などと町が、それぞれ自立し、対等な関係で自らの役割とその責任を分担するとともに、情報を共有し、手を取り合いながらすすめていくことが重要です。したがって、瑞穂町に関するすべての人々がまちづくりに参画できるよう、協働型社会の形成をはかります。

さらに、地方分権などの時代の流れをふまえ、自立したまちづくりを可能とする健全な行財政運営につとめます。

2) 将来都市像

みらいに ずっと ほこれるまち

潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして

これからのまちづくりは、

- 豊かなところで健やかに生活できるふれあいづくり
- 安心して元気に生活できる活力づくり
- 美しい緑の中で快適に生活できる潤いづくり

がもとめられています。

町民一人ひとりが豊かな心と生きがいをもって、潤いのある快適な空間で、活力に満ちた生活を送ることができる地域社会を創造することが重要です。そして、このまちに暮らすすべての人々が自らのまちに愛着と誇りを感じながら、未来に引き継いでいくことが望まれます。

このようなことから、瑞穂町のめざすべき将来都市像を、「みらいに ずっと ほこれるまち（未来にずっと誇れるまち）潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして」とします。

□ まちづくりの5つの基本目標

1) 健康で元気なみずほ

生涯健康で元気に生活できることは、すべての町民の願いです。乳幼児から高齢者まで、各年代に応じた健康支援策を講じるとともに、医療制度の充実、医療体制の整備をすすめます。また、価値観の多様化や超高齢社会の到来を控え、だれもが自立した豊かな生活を送り、ふれあいのある地域社会の実現をめざすとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備につとめます。

2) 一人ひとりが輝くみずほ

次代を担う子どもたちが心豊かに育つことは、地域社会の宝となります。学校、家庭、地域が一体となって、青少年を育てる環境づくりにつとめます。また、だれもが自己目標の実現をはかることのできるよう、いつでも、どこでも学習できる環境づくりにつとめ、一人ひとりが生涯輝くことのできるまちづくりをすすめます。

3) 魅力ある温かいみずほ

社会を明るくするためには、活力とにぎわいを創出し、魅力ある地域社会を形成することがもとめられます。町の特徴を活かした産業の集積と、町の魅力を発信し多くの人が集う観光事業の創出をはかります。また、個人を尊重すると同時に、個人が手を取り合って形成したコミュニティを尊重することも地域の活性化に欠かせません。コミュニティの醸成を支援し、人と人がつながる温かいまちづくりをすすめます。

4) 安全安心やさしいみずほ

安全で安心できる生活環境と、温暖化を防止する地球環境の形成には、地域社会全体での取組が必要です。町民、事業者、町が一体となってその責務を全うし、安全に安心して暮らせるまちづくりをすすめます。また、自然環境の保全や循環型社会を推進し、人と自然の調和の取れた環境にやさしい地域社会を形成します。

5) 快適で美しいみずほ

町の財産である豊かな自然と魅力ある都市空間の調和は、見る人にやすらぎと潤いを与えてくれます。時代の変化に対応した都市基盤や生活基盤を整備するとともに、美しい街並みを形成します。また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた便利で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

まちの課題から計画の推進までの流れ

まちの課題

豊かなところで
健やかに生活できる
ふれあいづくり

安心して
元気に生活できる
活力づくり

美しい緑の中で
快適に生活できる
潤いづくり

将来都市像

みらいに ずっと ほこれるまち

潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして

基本目標

健康で元氣なみずほ

一人ひとりが輝くみずほ

魅力ある温かいみずほ

安全安心やさしいみずほ

快適で美しいみずほ

まちづくりの方針

皆でささえ健やかに暮らせるまち
生きがいとふれあいのあるまち

豊かなところを育むまち
一人ひとりが生涯輝けるまち

活力とにぎわいのあるまち
人がつながる温かいまち

安全に安心して暮らせるまち
地球を守る環境にやさしいまち

美しい街並みの住みよいまち
便利で快適に暮らせるまち

総合計画を
推進するために

連携と協働がささえるまち

健全な行財政運営の自立したまち

基本目標、まちづくりの方針における施策分野の位置づけ

健康で元気なみずほ

皆でささえ健やかに暮らせるまち

- 保健・医療
- 社会保険制度

生きがいとふれあいのあるまち

- 地域・生活福祉
- 児童福祉
- 障がい者福祉
- 高齢者福祉

一人ひとりが輝くみずほ

豊かなところを育むまち

- 学校教育
- 青少年健全育成

一人ひとりが生涯輝けるまち

- 生涯学習
- スポーツ・レクリエーション
- 文化・芸術

魅力ある温かいみずほ

活力とにぎわいのあるまち

- 農業
- 商工業
- 観光・イベント

人がつながる温かいまち

- コミュニティ
- 平和・人権
- 都市交流・国際化

安全安心やさしいみずほ

安全に安心して暮らせるまち

- 安全・安心
- 基地対策
- 消費生活

地球を守る環境にやさしいまち

- 循環型社会
- ごみ・し尿
- 環境保全
- 環境美化

快適で美しいみずほ

美しい街並みの住みよいまち

- 土地利用
- 土地区画整理
- 景観

便利で快適に暮らせるまち

- 公共交通
- 住宅・公園
- 道路
- 上下水道・河川

総合計画を推進するために

連携と協働がささえるまち

- 地域協働
- 広報・広聴

健全な行財政運営の自立したまち

- 行財政運営
- 広域行政

□ まちづくりの将来指標（将来フレーム）

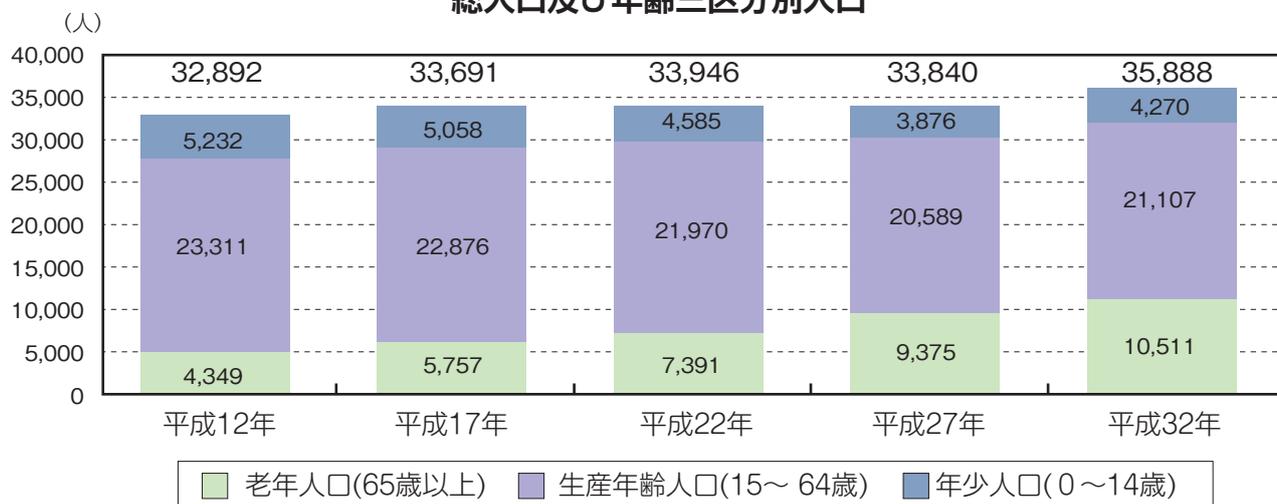
1) 人口

瑞穂町の人口は、平成15年まで増加傾向にありましたが、その後減少が続き、さらに今後も自然減少が続くと推計されています。

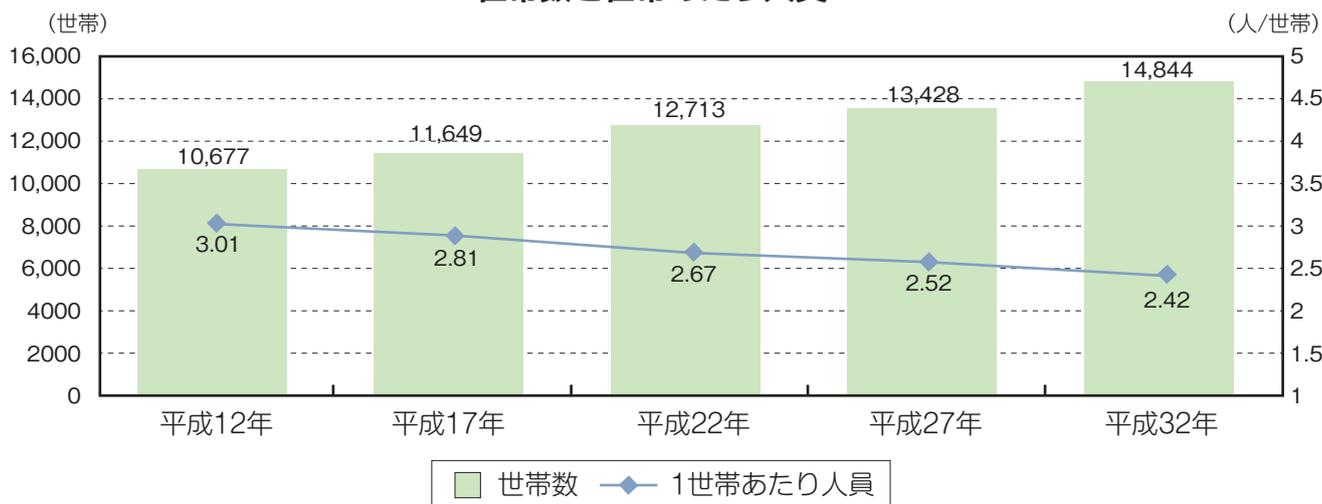
しかし、今後10年間にける子育て支援策や企業誘致の積極的な推進と、土地区画整理事業の進展による人口増を見込み、平成32年の人口フレームを次のように想定します。

人口 36,000人 世帯数 14,800世帯

総人口及び年齢三区分別人口



世帯数と世帯あたり人員



※ 平成12年、17年は国勢調査結果であり、年齢不詳人口は各年代別に按分して加算、世帯数は一般世帯数。平成22年以降は推計値。

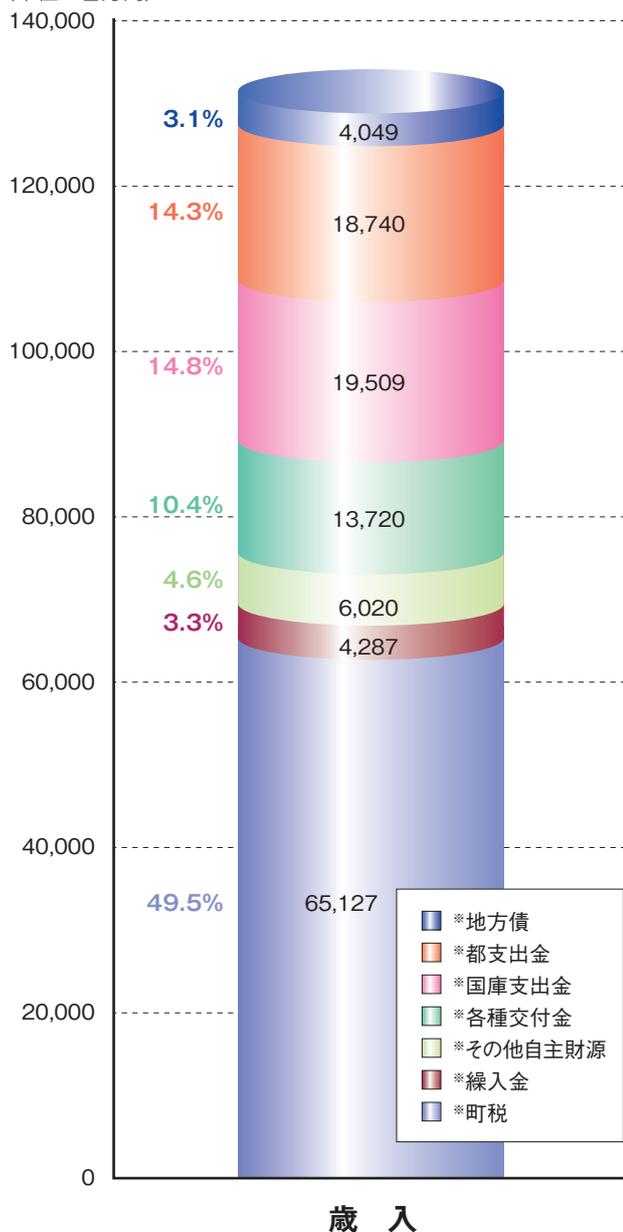
2) 財政

この長期総合計画における10年間の財政計画（*普通会計ベース）の総額は、以下のとおりです。

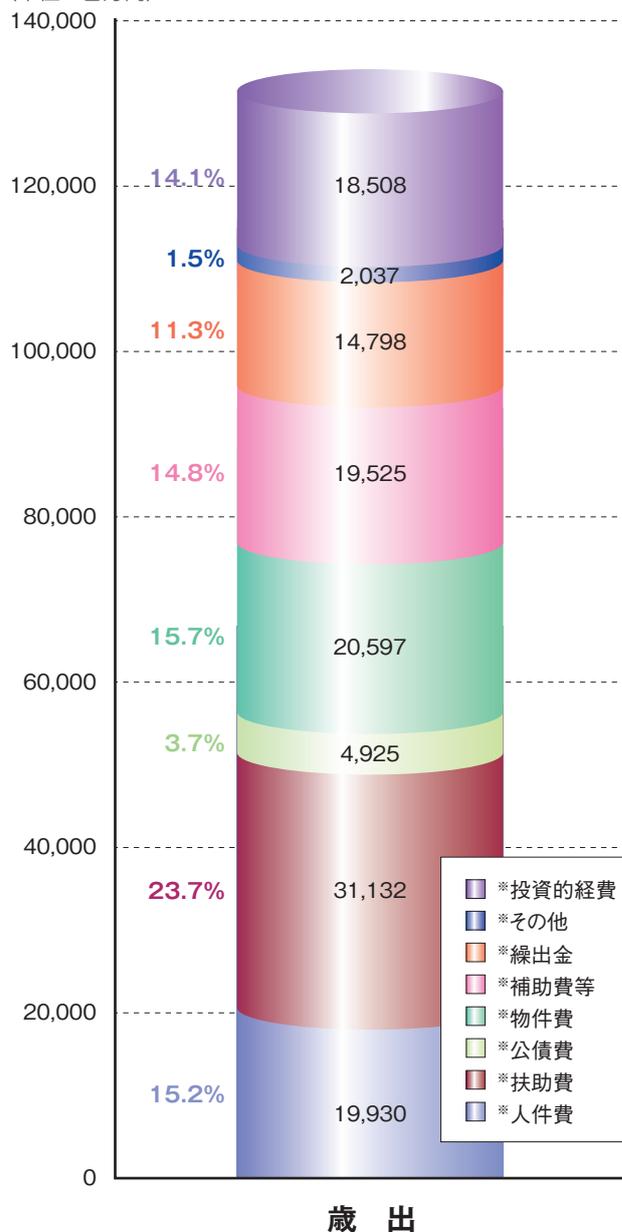
23年度から32年度までの10年間の歳入歳出予算総額

1,314億5,200万円

(単位：百万円)



(単位：百万円)



普通会計 瑞穂町における普通会計の対象は、一般会計と箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業会計。

町税 町が課税権の主体であるもので、町民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、都市計画税がある。

繰入金 基金（預金）や特別会計から、一般会計に繰り入れられる収入のこと。

その他自主財源 地方公共団体が自主的に収入することができる財源（自主財源）のうち地方税と繰入金を除いたもの。分担金・負担金、使用料・手数料など。

各種交付金 国税や都税として納められた税を、一定の基準により地方公共団体に譲与または交付されるもの。

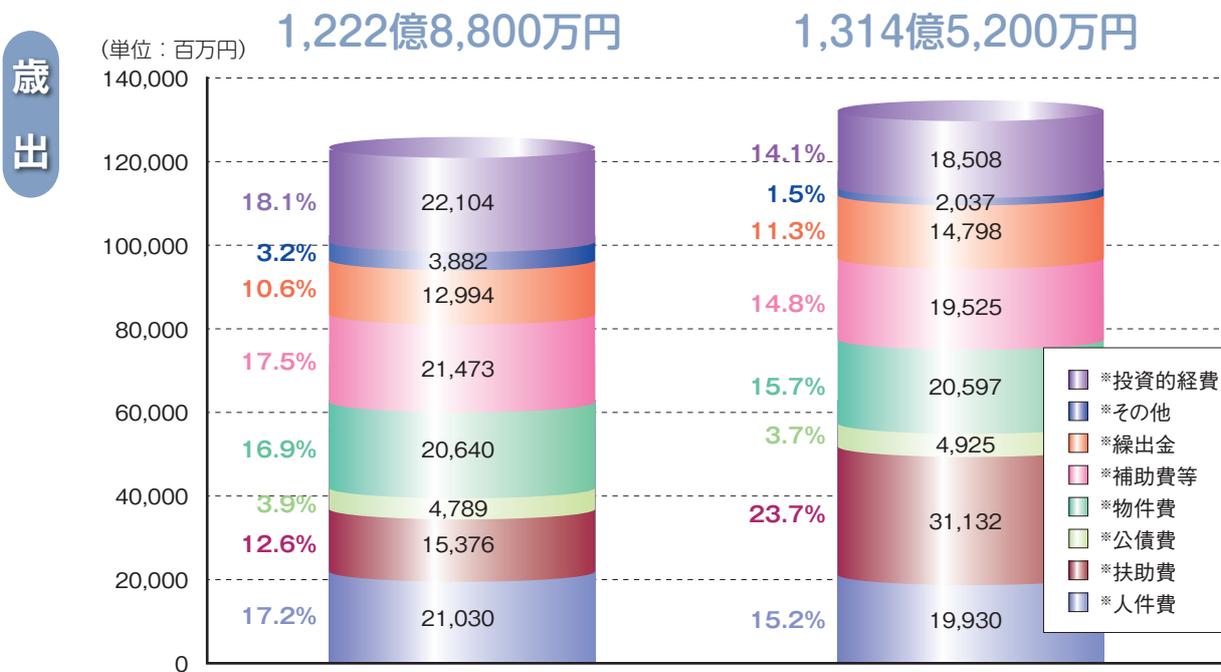
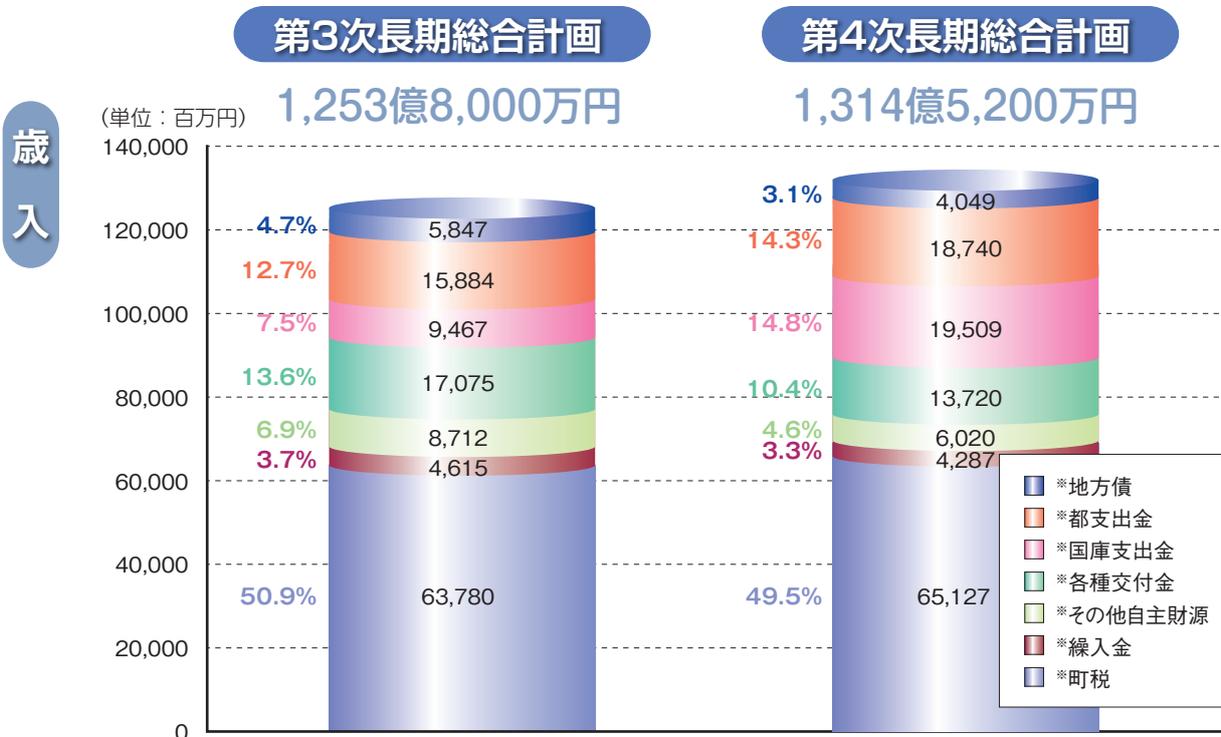
国庫支出金 国から地方公共団体に、特定の事務事業経費に必要な財源として交付される資金の総称。

都支出金 東京都から地方公共団体に、特定の事務事業経費に必要な財源として交付される資金の総称。

地方債 外部から調達する借入金のうち会計年度を越えて負担する債務のこと。いわゆる借金。

【第3次長期総合計画との比較】

第3次長期総合計画期間（平成13年度から22年度）における決算額（平成22年度は当初予算額）と、第4次長期総合計画における財政計画との比較は、以下のとおりです。



人件費 職員や議員などに対して給与や報酬として支払われる経費のこと。
扶助費 各種福祉関連支給経費や、高齢者や障がい者に対する日常生活支援事業に関する経費のこと。
公債費 地方公共団体が借り入れた地方債（借金）の、償還（返済）に要する経費のこと。
物件費 消費的経費のうち、性質のはっきりした人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の経費の総称。
補助費等 各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金など。
繰入金 一般会計から他の特別会計に繰り出す経費のこと。
投資的経費 支出の効果が長期にわたるもので、道路、橋りょう、公園、学校などの整備に要する経費のこと。
その他（の支出） 維持補修費や積立金など。